

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護
予防サービスに関する基準について」の一部改正に
ついて

計22枚（本紙を除く）

Vol.152

平成22年6月4日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよ
う、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3983）
FAX：03-3503-7894

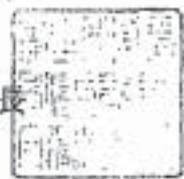


写

老高発0601第1号
老振発0601第1号
老老発0601第1号
平成22年6月1日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」(平成22年3月25日、構造改革特別区域推進本部)を受け、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第75号)が平成22年6月1日公布され、同日から施行されたことに伴い、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)を一部改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

	改正後 (案)	改正前
第1 (略)		第1 (略)
第2 総論		第2 総論
1. 2 (略)		1. 2 (略)
3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について	<p>指定地域密着型サービスに該当する各事業を行う者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を受けて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合には、介護予防における各基準を満たすことによつて、基準を満たしているとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>小規模多機能型居宅介護においては、指定地域密着型サービスにおいても、指定地域密着型介護予防サービスにおいても、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯には、常勤換算方法で、介護従業者を1人以上、訪問サービスの利用者の数が3又はその端数を増すことに1人以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人以上配置しなければならぬとされているが、例えば、通いサービスの利用者について、要介護の利用者が11人、要支援の利用者が4人である場合、それぞれが独立して基準を満たすためには、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を4人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となり、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を2人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となるが、一体的に事業を行っている場合については、それぞれの事業所において、要介護の利用者と要支援の利用者とを合算し、利用者を15人とした上で、通いサービスの提供に当たる介護従業者を5人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することによつて、双方の基準を満たすこととするという趣</p>	<p>指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する各事業を行う者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を受けて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合には、介護予防における各基準を満たすことによつて、基準を満たしているとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>小規模多機能型居宅介護においては、指定地域密着型サービスにおいても、指定地域密着型介護予防サービスにおいても、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯には、常勤換算方法で、介護従業者を1人以上、訪問サービスの利用者の数が3又はその端数を増すことに1人以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人以上配置しなければならぬとされているが、例えば、通いサービスの利用者について、要介護の利用者が11人、要支援の利用者が4人である場合、それぞれが独立して基準を満たすためには、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を4人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となり、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を2人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となるが、一体的に事業を行っている場合については、それぞれの事業所において、要介護の利用者と要支援の利用者とを合算し、利用者を15人とした上で、通いサービスの提供に当たる介護従業者を5人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することによつて、双方の基準を満たすこととするという趣</p>

旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、利用定員10人の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所においては、食堂及び機能訓練室の合計面積は $10人 \times 3m^2 = 30m^2$ を確保する必要があるが、この10人に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者2人であつても、要介護者7人、要支援者3人であつても、合計で30m²が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であつても、一体的に行わないで、完全に体制を分離して行う場合にあつては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針 (基準第六十二条)

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。

なお、障害者自立支援法に基づく生活介護については、構造改革特区の評価等を経て全国展開がなされており、認定を受ける必要はない。

2 (略)

3 設備に関する基準

(1) (略)

(2) 設備及び備品等

①～③ (略)

旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、通いサービスの利用定員15人の指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、居間及び食堂の合計面積は $15人 \times 3m^2 = 45m^2$ を確保する必要があるが、この15人に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者7人であつても、要介護者10人、要支援者5人であつても、合計で45m²が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であつても、一体的に行わないで、完全に体制を分離して行う場合にあつては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針 (基準第六十二条)

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。

2 (略)

3 設備に関する基準

(1) (略)

(2) 設備及び備品等

①～③ (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサ一ビスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。

また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

⑤ (略)

4 (略)

四～六 (略)

第4 (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサ一ビスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の面積基準1人当たり3㎡以上を満たす場合は、共用としても差し支えない。

また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

⑤ (略)

4 (略)

四～六 (略)

第4 (略)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(財務三八)

○児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(厚生労働七五)

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境一〇)

(告示)

○消費者安全法第二十三條第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二條第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件(消費者庁五)

○公証人法第七條ノ二第一項の規定による指定の件(法務三〇二)

○政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第三條に規定する者を定める件の一部を改正する件(財務一八九)

○物価運動国債の取扱いに関する省令第四條に規定する者を定める件の一部を改正する件(同一九〇)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三條第一項第四号及び同條第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働一)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(厚生労働二二五)

○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(同二二六)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同二二七)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同二二八)

○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件の一部を改正する件(農林水産八三六)

○保安林の指定をする件(同八三七、八四四)

○船舶安全法第六條ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(国土交通六〇三)

○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件(同六〇四、六〇六)

○船舶等型式承認規則第八條の規定に基づき、型式の変更を承認した件(同六〇七)

○道路に関する件(四国地方整備局五八、五九)

○道路に関する件(九州地方整備局七五、七六)

○国会事項

○人事異動

内閣 内閣府 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について(公表)(農林水産省)

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づき相目に関する公示(経済産業省)

労働 労働 労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

国家試験

平成二十二年産科医師国家試験予備試験(公告)(農林水産省)

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(四国経済産業局)

〔資料〕
閣議決定等事項
(公告)
諸事項

官庁

行政手続法第十五條第三項の規定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係
会社その他

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

社援発0601第7号
老発0601第2号
平成22年6月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所に
おける障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第228号）が平成22年6月1日に公布され、同日から施行されたところである。

また、これらの省令等の施行に伴い、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成22年6月1日障発0601第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「解釈通知」という。）の一部改正を行ったところである。

その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いする。

第1 改正の趣旨

1 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

構造改革特別区域計画の認定を受けた地域においては、障害者又は障害児が、障害者自立支援法による生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービスを利用することが困難な場合に、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしていたところである。

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）を踏まえ、生活介護については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとする。

また、児童デイサービスについては、構造改革特別区域計画の認定を受けた地域において指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供する際の要件として、基準該当児童デイサービス計画の策定等を追加することとする。

2 生活介護に係る報酬について

生活介護については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしたことを踏まえ、その際の報酬について、新たに単価を設定する。

3 介護保険法による指定通所介護事業所等に係る基準該当事業所における個別支援計画の策定等について

介護保険法による指定通所介護事業所等に係る基準該当事業所においては、サービス管理責任者の配置が義務付けられていないが、障害者又は障害児に提供するサービスの質の向上をより一層図る観点から、基準該当事業所の従業者に「サービス管理責任者研修」等の受講を促すこととし、研修修了者が基準該当事業所を利用する障害者又は障害児の個別支援計画を作成することが望ましいこととする。

また、指定生活介護事業所に係る基準該当児童デイサービス事業所においては、障害児に提供するサービスの質の向上をより一層図る観点から、指定生活介護事業所のサービス管理責任者に「サービス管理責任者研修」（児童分野。共通部分を除く。）の受講を促すこととし、基準該当児童デイサービス事業所を利用する障害児の基準該当児童デイサービス計画を作成することが望ましいこととする。

第2 改正の概要等

- 1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第17-1号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）関係

一定の要件を満たした介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護事業所とみなすこと。（指定障害福祉サービス基準第94条の2関係）

- 2 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）関係

構造改革特別区域内における介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、当該地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行う場合に、当該通いサービスを児童デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなすための要件として、基準該当児童デイサービス計画の作成等を追加すること。

なお、基準該当児童デイサービス計画の作成に関する業務は、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。（特区省令第4条第1項関係）

- 3 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）関係

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が実施する基準該当生活介護サービスについては、一日につき884単位を算定することとしたこと。

また、当該基準該当生活介護サービスについては、食事提供のための体制を整えている場合に食事提供体制加算を算定できることとしたこと。(報酬告示別表第5の1のロ、同表第5の1の注3、同表第5の10関係)

4 解釈通知関係

介護保険法による指定通所介護事業所等に係る基準該当事業所においては、サービス管理責任者の配置が義務付けられていないが、以下のとおり、基準該当事業所の従業者に、「サービス管理責任者研修」等の受講を促すこととし、研修修了者が事業所を利用する障害者又は障害児の個別支援計画を作成することが望ましいこととする。

また、指定生活介護事業所に係る基準該当児童デイサービス事業所においては、以下のとおり、指定生活介護事業所のサービス管理責任者に、「サービス管理責任者研修」(児童分野。共通部分を除く。)の受講を促すこととし、基準該当児童デイサービス事業所を利用する障害児の基準該当児童デイサービス計画を作成することが望ましいこととする。

(1) 介護保険法による指定通所介護事業所に係る基準該当生活介護、基準該当自立訓練及び基準該当児童デイサービス

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の管理者等に、「サービス管理責任者研修」(介護分野、地域生活(身体)分野、地域生活(知的・精神)分野又は児童分野)及び「相談支援従事者初任者研修」のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)別表第二に定める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。)の受講を促すこととし、研修修了者が基準該当事業所を利用する障害者又は障害児の個別支援計画を作成することが望ましいこととする。

(2) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修」(介護分野)及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が基準該当生活介護事業所を利用する障害者の基準該当生活介護計画を作成することが望ましいこととする。

(3) 指定生活介護事業所に係る基準該当児童デイサービス

指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に、「サービス管理責任者研修」(児童分野。共通部分を除く。)の受講を促し、

研修修了者が基準該当児童デイサービス事業所を利用する障害児の基準該当児童デイサービス計画を作成することが望ましいこととすること。

第3 その他留意事項

各都道府県においては、サービス管理責任者研修等の実施に当たっては、障害福祉担当部局と介護保険担当部局との連携に努めつつ、関係事業所への周知徹底を図り参加を勧奨するなど必要な対応をとられたい。

また、特区省令の改正に伴い、別途、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について（平成19年2月19日障障発第0219001号・老振発第0219001号）の一部改正を行ったので、御了知願いたい。

障発0601第1号
老振発0601第2号
平成22年6月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚生労働省老健局振興課長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における
障害児（者）の受入事業」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）を受け、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号）が平成22年6月1日公布され、同日から施行されたことにより、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」（平成19年2月19日付障発第0219001号・老計発第0219001号）を別紙の新旧対照表のとおり一部改正することとしたので、御了知の上、管内市（区）町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

新旧対照表

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について
 (平成19年2月19日障障発第0219001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・老振発第0219001号厚生労働省老健局計画課長連名通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>1 目的 近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「<u>指定自立訓練</u>」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「<u>指定児童デイサービス</u>」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスタイプ（指定地域密着型サービスタイプをいう。以下同じ。）又は宿泊サービスタイプ（指定地域密着型サービスタイプをいう。以下同じ。）又は宿泊サービスタイプ（指定地域密着型サービスタイプをいう。以下同じ。）を利用して、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービスタイプ利用を可能にすることを目的とする。</p>	<p>1 目的 近隣において、障害者自立支援法に基づく指定生活介護又は指定自立訓練（機能訓練）若しくは指定自立訓練（生活訓練）（以下「<u>指定生活介護等</u>」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「<u>指定児童デイサービス</u>」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスタイプ（指定地域密着型サービスタイプをいう。以下同じ。）又は宿泊サービスタイプ（指定地域密着型サービスタイプをいう。以下同じ。）を利用して、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービスタイプ利用を可能にすることを目的とする。</p>
<p>2 対象者 (1) <u>指定自立訓練</u>又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスタイプを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。 (2) 身近な場所で、<u>指定自立訓練</u>を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。 (3) (略)</p>	<p>2 対象者 (1) <u>指定生活介護等</u>又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスタイプを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。 (2) 身近な場所で、<u>指定生活介護等</u>を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。 (3) (略)</p>

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとすること、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとすることにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく指定短期入所とみなすことにより実施する。

3 実施方法

身近な場所で指定生活介護等を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護又は基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすものとすること、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとすることにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく指定短期入所とみなすことにより実施する。

う。以下同じ。)の数と障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

④～⑥ (略)

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

⑧ 障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通い

う。以下同じ。)の数と生活介護等又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と生活介護等又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)の面積を、通いサービスの利用定員で除して得た面積が3㎡以上であること。

④～⑥ (略)

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定生活介護事業所、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

サービスを行い、当該通いサービスを見守りサービスとみなす場合には、基準該当児童デイサービス計画の作成等を行うこと。なお、基準該当児童デイサービス計画の作成に関する業務は、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

(2) (略)

(2) (略)

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅
介護事業所における障害児（者）の受入事業」について

1 目的

近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「指定児童デイサービス」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）又は宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。

2 対象者

- (1) 指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。
- (2) 身近な場所で、指定自立訓練を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。
- (3) 障害者については、介護保険給付の対象とならない65歳未満のものであること。

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとする。また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく児童デイサービスとみなすものとする。ことにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく短

期入所とみなすことにより実施する。

4 利用単価

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の者にあつては区分2）未満の障害者	基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。
	障害児	基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする。
指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを1回利用する場合	障害児及び障害程度区分1以上の障害者	指定短期入所費の単価と同額とする。

(注) 1 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを利用している日において通いサービスを利用している場合は、当該通いサービスの利用に係る基準該当機能訓練サービス費、基準該当生活訓練サービス費又は基準該当児童デイサービス費は算定することはできない。

2 障害者又は障害児が指定小規模多機能型居宅介護のうち、宿泊サービスを利用する場合の単価の区分は、当該障害者又は障害児が指定短期入所を利用する場合の障害の程度を適用した単価の区分とする。

5 留意事項

(1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護

事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- ④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者数については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数と障害者又は障害児の利用者の数の合計数で指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- ⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。
- ⑥ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。
- ⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- ⑧ 障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行い、当該通いサービスを児童デイサービスとみなす場合には、基準該当児童デイサービス計画の作成等を行うこと。なお、基準該当児童デイサービス計画の作成に関する業務は、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サー

ビス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

- (2) 利用に当たっては、各市区町村の障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で利用状況及び利用実績の情報交換等を密に行い、十分な連携・調整を図ることにより、円滑に利用できるよう努めること。また、各都道府県及び各市区町村間においても、緊密な連携を図ること。

事 務 連 絡
平成22年6月1日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局振興課

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者自立支援法に基づく
基準該当生活介護利用者等の受け入れに関するQ & A」の送付について

今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）が一部改正（平成22年6月1日より施行）され、指定小規模多機能型居宅介護における障害者自立支援法に基づく生活介護利用者の受け入れが全国展開されたところですが、指定小規模多機能型居宅介護において基準該当生活介護の利用者等を受け入れる場合の介護報酬の算定に関して生じうる疑義及び回答についてまとめたQ & Aを発出いたしますので、御了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう願います。

**指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者自立支援法に基づく
基準該当生活介護利用者等の受け入れに関するQ & A**

(問1)「サービス提供が過少である場合の減算」及び「事業開始時支援加算」における登録者数に、障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護の利用者を含めるのか。

(答)

基準該当生活介護の利用者については、通いサービスを利用するために小規模多機能型居宅介護に登録を受けた者と定義されており、介護保険法における指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の登録者とはみなされないことから、これら加算・減算の算定の基準となる登録者には含まれない。

なお、この取扱いについては、構造改革特区の認定を受けて実施される自立訓練、児童デイサービス又は短期入所の受け入れについても同様である。

(問2)市町村独自報酬において、子どもや障害児・者を受け入れ、高齢者と交流を図りながらサービス提供を行う、いわゆる共生型サービスを行うことを理由に加算を設定することは可能か。

(答)

市町村独自報酬の認定については、要件の適否について厚生労働省内に設置される市町村独自報酬検討会議の審査を経ることとされており、当該会議で適当と認められ、厚生労働大臣の認定があった場合には、こうした要件による加算を設定することは差し支えない。

なお、市区町村におかれては、子どもや障害者などの方が一緒にサービスを受けていることを理由に要介護高齢者の利用者負担が増加することについて同意を得なければならないこと等に留意の上、慎重に検討されたい。